

インドネシア共和国商業大臣令

2020 年第 50 号

オンライン取引における事業者の事業許可、広告、指導、および監督

唯一絶対の神の恵みにより
インドネシア共和国商業大臣は

オンラインシステムを通じた取引についての政令 2019 年第 80 号の規定第 7 条(5)項、第 12 条(2)項、第 15 条(4)項、第 36 条、第 77 条(3)項、第 78 条(4)項、第 79 条(2)項、および第 80 条(5)項を実施するに当たり、オンライン取引における事業者の事業許可、広告、指導、および監督の規定についての商業大臣令を定める必要があることを考慮し；

1. 1945 年インドネシア共和国基本法第 17 条(3)項；
2. 消費者保護についての法律 1999 年第 8 号（インドネシア共和国公文書 1999 年第 22 号、インドネシア共和国公文書追伸第 3821 号）；
3. オンライン情報および取引についての法律 2008 年第 11 号における変更についての法律 2006 年第 19 号（インドネシア共和国公文書 2016 年第 251 号、インドネシア共和国公文書追伸第 5952 号）で既に変更されたオンライン情報および取引についての法律 2008 年第 11 号（インドネシア共和国公文書 2008 年第 58 号、インドネシア共和国公文書追伸第 4843 号）；
4. 中小零細事業についての法律 2008 年第 20 号（インドネシア共和国公文書 2008 年第 93 号、インドネシア共和国公文書追伸第 4866 号）；
5. 国務省についての法律 2008 年第 39 号（インドネシア共和国公文書 2008 年第 116 号、インドネシア共和国公文書追伸第 4916 号）；
6. 商取引についての法律 2014 年第 7 号（インドネシア共和国公文書 2014 年第 45 号、インドネシア共和国公文書追伸第 5512 号）；
7. 創造経済についての法律 2019 年第 24 号（インドネシア共和国公文書 2019 年第 212 号、インドネシア共和国公文書追伸第 6414 号）；
8. オンラインシングルウインドウ事業許可サービスについての政令 2018 年第 24 号（インドネシア共和国公文書 2018 年第 90 号、インドネシア共和国公文書追伸第 6215 号）；
9. オンラインシステムおよび取引の運営についての政令 2019 年第 71 号（インドネシア共和国公文書 2019 年第 185 号、インドネシア共和国公文書追伸第 6400 号）；
10. オンラインシステムを通じた商取引についての政令 2019 年第 80 号（インドネシア共和国公文書 2019 年第 222 号、インドネシア共和国公文書追伸第 6420 号）；
11. 商業省についての大統領令 2015 年第 48 号（インドネシア共和国公文書 2015 年第 90 号）；

12. 国務省についての大統領令 2019 年第 68 号 (インドネシア共和国公文書 2019 年第 203 号)
13. 商業活動監督の実施についての商業大臣令 2018 年第 36 号 (インドネシア共和国官報 2018 年第 338 号) ;
14. 流通物品ならびに/またはサービスについての商業大臣令 2018 年第 69 号 (インドネシア共和国官報 2018 年第 813 号) ;
15. 商業分野でのオンラインシングルウインドウ事業許可サービスについての商業大臣令 2020 年第 8 号 (インドネシア共和国官報 2020 年第 107 号) ;

を鑑み :

オンライン取引における事業者の事業許可、広告、指導、および監督についての商業大臣令を定める。

第 I 章

一般規定

第 1 条

本大臣令における用語の意味 :

1. 商取引とは報酬あるいは対価を得るために、国内での物品あるいはサービスの取引および国境を越えて物品あるいはサービスの権利の譲渡を目的とする活動の仕組みである。
2. 以降 EC(電子商取引 PMSE:Perdagangan Melalui Sistem Elektronik)と略されるものは一連の電子機器と手続きを経て行われる取引である。
3. オンラインシステムとは電子情報を準備、収集、加工、分析、保管、表現、公開、送信、ならびに配布する機能を持つ一連の電子的機器ならびに手続きである。
4. 以降事業者と称される EC 事業者とは国内事業者ならびに/または国外事業者となることが出来て EC 分野での事業活動が行える個人または法人あるいは非法人としての事業体である。
5. 国内事業者とは EC 分野で事業活動を行うインドネシア国籍の人間あるいはインドネシア共和国統一国家の法治域内に設立され存在する事業体である。
6. 以降は外国事業者と称される国外に存在する事業者とはインドネシア共和国域内において EC 分野で事業活動を行う外国籍の人間あるいはインドネシア共和国統一国家の法治域外に設立され存在する事業体である。
7. 以降は EC サイト運営業者(電商運営業者 PPMSE:Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik)と省略される電子商取引運営業者とは商取引に利用されるオンライン通信設備を提供する事業者である。

8. 商人 (merchant) とは自信で直接制作し管理する設備あるいは PPMSE 側が所有する設備、あるいは EC の設備として準備するその他のオンラインシステムを經由して PMSE を行う事業者である。
9. 以降は PSP と省略されるメディア運営業者(Intermediary Services)とは発信者と受信者の間のオンライン通信での仲介として機能するだけの電話通信運営業者を除くオンライン通信設備を提供する国内事業者あるいは外国事業者である。
10. 零細事業とは中小零細事業についての法令 2008 年第 20 号で定められる零細事業の条件を満たす個人ならびに/または法人の所有する生産的事業である。
11. 小規模事業とは中小零細事業についての法令 2008 年第 20 号で定められる零細事業の条件を満たす個人あるいは中規模あるいは大規模事業の直接または間接に支配されるあるいはその一部門としての子会社またはその会社の所有する支店ではない事業体により行われる自立している生産的経済事業である。
12. 消費者とは、自身、家族、他人ならびにその他創造物のためのもので商取引用ではない、社会に用意された物品あるいはサービスを使用する人間である。
13. 物品とは有形あるいは無形、可動あるいは不動、有滅あるいは不滅であり、そして消費者または事業者にとって取引可能であり、利用可能であり、使用可能であり、あるいは活用可能な対象である。
14. サービスとは、消費者または事業者により活用されるための社会において一方から他方に商取引される、作業あるいは達成された作業結果の形をした役務および仕事の行為である。
15. 以降は EC 事業許可書 (SIUPMSE) と省略されるオンラインシステムを通じた商取引事業許可書は EC 事業活動を実施するための許可である。
16. 以降は EC 分野駐在員事務所事業許可書 (SIUP3A) と省略されるオンラインシステムを通じた商取引分野における外国商取引企業代理事業許可書は EC 分野で外国企業の駐在員事務所が事業活動を実施するための事業許可である。
17. 事業許可とは事業者が事業ならびに/または活動を始めるために登録を行ってから条件ならびに/または約束を満たして商業活動あるいは操業を実施するまでに大臣、機関の代表、州知事、あるいは県知事/市長に代わり OSS 機関により発行される許可である。
18. 約束とは事業許可ならびに/または商業活動あるいは操業許可の条件を満たすための事業者の誓約である。
19. 以降は OSS と省略されるオンライン集中事業許可あるいは Online Single Submission とは大臣、機関の代表、州知事、あるいは県知事/市長に代わり OSS 機関により集約されたオンラインシステムを通じて事業者が発行される事業許可である。
20. 以降は OSS 機関と呼ばれる OSS の管理および運営機関は投資調整分野の行政を運営する非省庁の政府機関である。
21. オンライン広告とは特定の相手に向けて有料あるいは無料で行われるオンライン通信

を經由して掲載され拡散される物品あるいはサービスについてのコマーシャル目的の情報である。

22. 創造的経済とは文化遺産、知能科学、ならびに/または技術を基礎とする人間の創造性から発生する知的財産からの付加価値の実現である。
23. 創造的経済の実行者とは個人あるいはインドネシア国籍の人間の集団あるいは創造的活動を行うためにインドネシアの法律に基づき設立された法人または非法人の事業団体である。
24. 以降は EC 分野駐在員事務所 (KP3A) と省略されるオンラインシステムを通じた商取引分野における外国商取引企業代理事務所はインドネシアにおける代理として外国の EC サイト運営業者により指名された 1 人以上のインドネシア国籍あるいは外国人により経営される事務所である。
25. インドネシア共和国商業担当大使館員あるいはインドネシア共和国代理官吏からの説明書とは外国の EC サイト運営業者の少なくとも会社名、設立年月日、法人形態、本社および支店の住所、そして事業分野を記載したデータについてのインドネシア共和国商業担当大使館員あるいはインドネシア共和国代理官吏により発行された説明書である。
26. 大臣とは商取引分野での行政を運営する大臣である。
27. 以降は国内商取引総局長 (PDN) と称される国内商業取引総局長とは商業省国内商業取引総局長である。
28. 以降は消費者保護商取引秩序総局長 (PKTN) と称される消費者および商業秩序保護総局長は商業省消費者および商業秩序保護総局長である。

第 II 章 事業者

第 2 条

- (1) 事業者は以下からなる：
 - a. 以下を含む国内の事業者：
 1. 国内の商取引業者
 2. 国内の EC サイト運営業者
 3. 国内のメディア運営業者
 - b. 以下を含む外国の事業者
 1. 外国の商取引業者
 2. 外国の EC サイト運営業者
 3. 外国のメディア運営業者

- (2) (1)項 a.の 1 で述べられた商取引業者には EC サイトを提供する SMS を通じて EC を行う商取引業者を含む。

第Ⅲ章 事業活動を行う条件

第 3 条

- (1) 事業者は EC 事業を行う際の事業許可を所有する義務を有する。
- (2) メディア運営業者は以下の場合には(1)項で述べられた事業許可を所有する義務の対象外とされる：
- a. 取引から直接恩恵を受けない立場にある；
 - b. EC を行う関係者間の契約関係に直接拘束されない。

第 4 条

- (1) 公共の商取引分野において事業を行う国内の商取引業者は商取引事業許可書についての法令に定める規定に従い事業許可を所有する義務を有する。
- (2) (1)項に述べられた以外の商取引事業はそれぞれの分野における法令に定める規定に従い事業許可を取得する義務を有する。
- (3) 国内の商取引業者がインターネット（オンライン）を通じて小売商取引活動のみを行う場合は、(1)項で述べられた事業許可は KBLI（インドネシア事業分野標準分類）の 4791（郵便あるいはインターネットを通じた小売商取引）を利用する。
- (4) (1)項および(2)項で述べられた事業許可発行申請は法令に定める規定に従い OSS 機関に申請される。

第 5 条

- (1) 外国の商取引業者が EC 活動を行うためには有効な自国での事業許可の番号、名称、そして発行機関を外国の商取引業者ためにオンライン通信サイトを提供する国内の EC サイト運営業者に登録する義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた国内の EC サイト運営業者はその EC サイト運営業者に登録された外国の商取引業者のデータ保存を行う義務を有する。

第 6 条

国内の商取引業者が零細事業および小規模事業である場合、事業許可を取得するための申請は法令に定める規定に従い OSS 機関に直接かあるいは省、機関、地方政府、あるいは EC

サイト運営業者により便宜を得られる OSS 機関のウェブサイトへ情報を入力ならびに/または接続する便宜を通じて申請する。

第 7 条

商取引業者にとってのオンライン通信サイトを提供する EC サイト運営業者は OSS 機関のウェブサイトへ情報を入力するかならびに/または接続する便宜を提供しなくてはならない。

第 8 条

- (1) 第 3 条(2)項で述べられた国内の EC サイト運営業者および対象外とされないメディア運営業者は EC 事業者許可書を所有する義務を有する。
- (2) 自身の EC サイトを所有する国内の商取引業者は国内の EC サイト運営業者に含まれ(1)項で述べられた EC 事業者許可書を所有する義務を有する。

第 9 条

- (1) EC 事業許可書を取得するために、第 3 条(2)項で述べられた国内の EC サイト運営業者および対象外とされないメディア運営業者は OSS 機関を通じて大臣に申請を提出する。
- (2) 大臣に提出される(1)項で述べられた申請は商取引分野におけるオンライン集中事業許可サービスについて法令に定める規定に従い条件を満たさなくてはならない。
- (3) (1)項で述べられた EC 事業許可書は大臣の名前で OSS 機関により発行される。
- (4) EC 事業許可書は(1)項で述べられた国内の EC サイト運営業者および対象外とされないメディア運営業者が事業活動ならびに/またはその活動を遂行している間は有効である。

第 10 条

- (1) 第 9 条で述べられた EC 事業許可書は国内の EC サイト運営業者および第 3 条(2)で述べられた対象外とされないメディア運営業者が誓約を満たした後に有効となる。
- (2) (1)項で述べられた誓約は以下からなる：
 - a. EC 事業許可書が発行されてから遅くとも 14 稼働日以内の権威のある組織により発行されたオンラインシステム運営業者登録証；
 - b. ウェブサイトのアドレスならびに/またはアプリの名称；
 - c. 連絡先電話番号ならびに/または電子メールアドレスからなる消費者の苦情に対するサービス；
 - d. 消費者保護および商業規律総局の消費者苦情窓口の情報を掲載した消費者苦情サービス；
- (3) (2)項の c および d で述べられた消費者苦情サービスは消費者が読み易いようにウェブ

サイトに表示されなくてはならない。

- (4) (2)項の c.で述べられた電話番号ならびに/または消費者苦情サービス電子サービスアドレスは接続出来て応答/留意する義務を有する。

第 11 条

EC 事業許可書の発行は費用を徴収しない。

第 12 条

- (1) 既に EC 事業許可書を所有する国内の EC サイト運営業者および第 3 条(2)で述べられた対象外とされないメディア運営業者および既に代理人を指名した外国の EC サイト運営業者は商業省のウェブサイトでの特別ウェブページ上に表示される。
- (2) (1)項で述べられた国内の EC サイト運営業者、対象外とされないメディア運営業者、および外国の EC サイト運営業者は国内の EC サイト運営業者、対象外とされないメディア運営業者、および外国の EC サイト運営業者が既に商業省のウェブサイトに登録されていることの明確で消費者が見易い情報を載せなくてはならない。
- (3) (1)項で述べられた国内の EC サイト運営業者、対象外とされないメディア運営業者、および外国の EC サイト運営業者の立場を説明するための(2)で述べられた情報の掲載は消費者向けの商業省のウェブサイトに既に登録されている。

第 13 条

第 3 条(2)項で述べられた国内の EC サイト運営業者、対象外とされないメディア運営業者、および既に代理人を指名した外国の EC サイト運営業者が事業活動を終了する場合は、所有者、運営者、あるいは責任者は OSS 機関を通じてオンラインで報告、データならびに/または情報を提出する義務を有する。

第 14 条

国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は法令に定める規定に従いデータならびに/または情報を統計分野の行政を運営する政府機関に提出する義務を有する。

第 15 条

- (1) 特定の条件を満たす第 2 条(1)項 b.に述べられた外国の EC サイト運営業者はその名前で代行出来るインドネシア共和国統一国家の法律域内に居住する代理人を指名する義務を有する。
- (2) (1)で述べられた外国の EC サイト運営業者にとっての特定の条件は以下からなる：
- a. 1 年間に 1000 以上の消費者と既に取り交わしている、ならびに/または；

- b. 1年以内に1000以上の小包を消費者に配送している。
- (3) (2)項で述べられた特定の条件の評価は大臣と関係する省庁/機関により編成されるチームにより行われる。
- (4) (1)で述べられた代理人の指名は大臣令において定められる EC 分野の駐在員事務所 (KP3A) の規定に従い行われる。

第IV章 オンライン広告

第一部 全般

第16条

- (1) 事業者は販売および販売促進のためにオンライン広告の制作ならびに/または配信を行うことができる。
- (2) (1)項で述べられたオンライン広告はオンラインメディアインフラならびに/またはオンライン通信回線を通じて提供される情報を含む。
- (3) (1)項で述べられたオンライン広告の制作は販売あるいは販売促進のためのオンライン広告の制作、公開、そして拡散を含む。

第17条

- (1) 第16条(1)項で述べられたオンライン広告の配信は、オンライン通信回線、放送またはインターネットのオンライン通信ネットインフラを通じてネットの中の実時間としてあるいはネット外の休憩時間として繋ぎ合わせて配信することができる。
- (2) (1)項で述べられたオンライン広告はそれ自身であるいは EC アプリインフラ提供の第三者を通じて提供することができる。
- (3) (1)項で述べられたオンライン広告は放送、プライバシーおよび個人情報の保護、消費者保護の分野での法令に定める規定に従い、健全な事業の競争原理に反しない。

第18条

オンライン広告を制作し、インフラを提供し、ならびに/または拡散する事業者は提供するオンライン広告の内容あるいは素材が法令に定める規定に反していないことを確認しオンライン広告の内容あるいは素材に対して責任を負う義務を有する。

第二部

オンライン広告の素材一般条件

第 19 条

- (1) 第 16 条(1)項で述べられたオンライン広告は広告秩序規範および法律に定める規定に従わなくてはならない。
- (2) オンライン広告の表示は以下の規定を満たさなくてはならない：
 - a. 品質、数量、材料、使用、および物品の価格ならびに/またはサービス料金、そして物品ならびに/またはサービスの確定納期について消費者に対してあいまいにしない；
 - b. 物品ならびに/またはサービスに対する保証あるいは補償をあいまいにしない；
 - c. 物品ならびに/またはサービスについて誤った、間違っただ、または正確でない情報を載せない；
 - d. 物品ならびに/またはサービスの利用者のリスクについての情報を載せる；
 - e. 関係者の承認権限あるいは合意無くして出来事ならびに/または個人のことを暴露しない；
 - f. Close, skip, あるいは閉じる、の印を分かり易い場所に示して消費者が簡単にオンライン広告閉じることが出来てオンライン広告の表示から抜け出せる機能を準備する。
- (3) 物品ならびに/またはサービスを使ったことのある消費者からの意見や推薦を表示するオンライン広告は関連する法律に従い情報の身元の信憑性を掲載/保有し確認し責任を持って行わなくてはならない。

第三部

オンライン広告の監視および停止

第 20 条

- (1) オンライン広告の監視は社会および政府により行われる。
- (2) (1)消費者項で述べられた監視を行う場合の社会はオンライン広告の素材における苦情を事業者ならびに/または保護秩序総局長に提出することが出来る。
- (3) 保護秩序総局長は(2)項で述べられた社会からの苦情における評価を行う技術チームを編成することが出来る。
- (4) (3)項で述べられた技術チームの評価結果は権限に従い政府/非省庁政府機関に提出される推薦書となる。

第 V 章

国内製品の優先

第 21 条

EC を行う場合、事業者は以下のような政府の企画を支援する義務を有する：

- a. 国内製の物品ならびに/またはサービスの取引を優先させる；
- b. 国内製の物品ならびに/またはサービスの競争力を向上させる；
- c. 国内の EC サイト運営業者は国内製の物品ならびに/またはサービスの販促サイトを提供する義務を有する。

第 22 条

- (1) 第 21 条 a. で述べられた国内製の物品ならびに/またはサービスの取引を優先させることは以下の形で実施される：
 - a. オンラインであるいはオフラインで事業発掘、商取引会合、および地元商取引使節あるいはその他種類の提携の形を作る小規模零細事業者との業務提携の開発；
 - b. 小規模零細事業の製品の市場へのアクセス向上。
- (2) (1) 項で述べられた国内製の物品ならびに/またはサービスの商取引を優先させる形は創造経済の実践者にも実施される。

第 23 条

- (1) 第 21 条 b. で述べられた国内製の物品ならびに/またはサービスの競争力を高めることは以下の形で実施される：
 - a. オンラインあるいはオフラインでのメディアを通じた教育；
 - b. 小規模零細事業者に対するワークショップ、セミナー、討論会、意見交換会、技術指導、および商取引啓蒙活動の形でのオンラインあるいはオフラインでの会合；
 - c. 国内製の物品ならびに/またはサービスの競争力を高められるその他の活動の形。
- (2) (1) 項で述べられた国内製の物品ならびに/またはサービスの競争力を高める形は創造経済の実践者にも実施される。

第 24 条

第 21 条 c. で述べられた国内製の物品ならびに/またはサービスの販促便宜の提供は以下の形で実施される：

- a. オンラインあるいはオフラインでの個別展示会あるいは展示会への出展での展示会の実施；
- b. 潜在力のある国内製品を販売促進するための市場開拓のための優先ウェブページならびに/または特別ウェブページ (Landing Page) の提供；
- c. 国内製品の値引き、価格割引、ならびに/または送料負担の形を取れる販売促進活動の

実施。

第VI章

EC 分野駐在員事務所 (KP3A)

第 25 条

- (1) 第 15 条で述べられた特定の条件を満たす外国の EC サイト運営業者は EC 分野駐在員事務所 (KP3A) の形でインドネシア共和国統一国家の法律圏内に居住する者を代理にする。
- (2) 第 1 項で述べられた EC 分野駐在員事務所 (KP3A) はただ一つの外国の EC サイト運営業者の代理となる。
- (3) 第 1 項で述べられた EC 分野駐在員事務所 (KP3A) は代理をする外国の EC サイト運営業者の了承の下に支店を開設することが出来る。
- (4) 第 1 項で述べられた EC 分野駐在員事務所 (KP3A) はインドネシア共和国統一国家の全領域の州都ならびに/または県/市を拠点にする。

第 26 条

- (1) 第 25 条(1)項で述べられた EC 分野駐在員事務所 (KP3A) は EC 分野駐在員事務所事業許可書を所有する義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた EC 分野駐在員事務所事業許可書を取得するために、EC 分野駐在員事務所は OSS 機関に申請を提出する。
- (3) (2)項で述べられた申請は以下の条件を揃えて提出される：
 - a. 公証人および外国の EC サイト運営業者の国にあるインドネシア共和国大使館商業担当官あるいはインドネシア共和国代理公館の職員により認証された外国の EC サイト運営業者の代理としての EC 分野駐在員事務所指名の証明書；
 - b. 外国の EC サイト運営業者の会社定款写し；
 - c. インドネシア国籍は居住証明証 (KTP) で外国籍は旅券での EC 分野駐在員事務所責任者の証明書；
 - d. 業務の実体と説明書を添付した利用する総労働力の宣誓書；
 - e. 代理される外国の EC サイト運営業者からのウェブサイトアドレスならびに/またはアプリケーションの届出；
 - f. 代理される外国の EC サイト運営業者からの消費者苦情サービスの電話番号ならびに/または電子メールの届出；
- (4) (3)項 a.で述べられた指名証明書および(3)項 b.で述べられた会社定款写しは公認翻訳者によりインドネシア語に翻訳されなくてはならない。

- (5) (3)項 a.で述べられた指名証明書は外国の EC サイト運営業者を代理するために少なくとも以下のことにおける EC 分野駐在員事務所の権限を記載する：
- a. 消費者保護の義務を満たす；
 - b. 競争力向上のための指導を行う；
 - c. 係争を解決する。

第 27 条

第 26 条(3)項で述べられた条件の他に、EC 分野駐在員事務所は代理される外国の EC サイト運営業者を代行して EC 分野駐在員事務所事業許可書発行後遅くとも 14 稼働日以内に権限のある組織により発行されたオンラインシステム運営業者登録証を届け出る義務を有する。

第 28 条

- (1) EC 分野駐在員事務所事業許可書は第 25 条(3)項で述べられた支店の事業許可としても有効である。
- (2) EC 分野駐在員事務所事業許可書は代理者として駐在員事務所が事業ならびに/または活動を遂行する間は有効である。

第 29 条

- (1) 第 26 条(1)項で述べられた EC 分野駐在員事務所事業許可書は消費者保護の目的、国内製品競争力向上のための指導、そして係争解決に関連して代理される外国の EC サイト運営業者としておよびその名前で対処するために EC 分野駐在員事務所により利用される。
- (2) EC 分野駐在員事務所は(1)項で述べられた以外の対処は禁止される。

第 30 条

一方的に代理関係の解消が発生した場合、外国の EC サイト運営業者はどちらかが書面で関係解消を宣言してから 14 暦日以内に新しい代理者を指名する義務を有する。

第 VII 章

指導および監視

第 31 条

権限のある大臣が EC に対して指導および監視を行う。

第 32 条

- (1) 大臣は第 31 条で述べられた指導を以下の方法で行う：
 - a. 国内の事業者人材の能力を向上させる；
 - b. EC での国内の事業者の競争力を向上させる；
 - c. EC での国内製品の競争力を向上させる便宜を図る；
 - d. 国内市場および輸出に向けた国内製品の販売促進に便宜を図る；
 - e. EC 活用を促進と支援する；
 - f. EC と社会の包括的な財務を向上させる；
 - g. 国内の事業者および製品のデータベースを準備する；
 - h. 法令に定める規定に従いその他の便宜供与を工夫する。
- (2) (1)項で述べられた指導を行う場合、大臣はそれぞれ権限に従い関係組織と調整および協業を行う。
- (3) (2)項で述べられた関係組織との調整および協業は大臣により指名されたチームの形で行われる。
- (4) (3)項で述べられたチームは国内商取引総局長により率いられそれぞれの関連組織からの一級公務員をメンバーとする。

第 33 条

- (1) 大臣は外国からの EC のネガティブな影響からの国家利害の保護と保障を優先して第 31 条に述べられた監視を実施する。
- (2) (1)項で述べられた監視は法令に定める規定に従い商取引分野および消費者保護分野における監視変数を基に実施される。

第 34 条

大臣は消費者保護商取引秩序総局長に対して第 33 条に述べられた監視を実施する権限を代行委任する。

第 35 条

- (1) 監視を実施する場合、消費者保護商取引秩序総局長は部門横断的な監視支援チームにより補佐される。
- (2) (1)項で述べられた監視支援チームは大臣により編成される。

第 36 条

- (1) 第 31 条で述べられた指導および監視の一環で、大臣は会社および事業者の事業活動のデータならびに/または情報を要求することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた会社および事業者の事業活動のデータならびに/または情報の要求

は以下の場合に行われる：

- a. 最新、正確、そして迅速なデータが必要とされる；
- b. 要求されたデータが第 14 条で述べられた統計分野の行政を運営する政府機関に提出されたデータならびに/または情報の中に含まれていない。

第 37 条

- (1) 指導の一環で、第 36 条で述べられた会社および事業者の事業活動のデータならびに/または情報は国内商取引総局長を経由して大臣に提出される。
- (2) (1)項で述べられた会社および事業者の事業活動のデータならびに/または情報は個人データならびに/または個別の形を取れる。

第 38 条

第 36 条で述べられた監視の一環での会社および事業者の事業活動のデータならびに/または情報の提出は法令に定める規定に従い行われる。

第 VIII 章 行政処罰

第 39 条

- (1) 第 33 条で述べられた監視結果において EC 実施規定に対する違反が見付かった場合は違反を行った事業者に対して大臣により行政処罰が科される。
- (2) 大臣は消費者保護商取引秩序総局長に対して(1)項に述べられた行政処罰の権限を代行委任する。

第 40 条

- (1) 第 4 条(1)項で述べられた規定に違反した国内の商取引業者あるいは第 5 条(1)項に違反した外国の商取引業者は警告書での行政処罰を科される。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (3) (2)項で述べられた期限内に国内の商取引業者が第 4 条(1)項で述べられた義務を実施しない場合あるいは外国の商取引業者が第 5 条(1)項で述べられた義務を実施しない場合、ブラックリストに記載する行政処罰を科される。
- (4) (3)項で述べられたブラックリストに記載する行政処罰を科される他に、国内の商取引業者あるいは外国の商取引業者は法令に定める規定に従い事業活動停止の行政処罰を科される。

第 41 条

- (1) 国内の商取引業者あるいは外国の商取引業者が第 40 条(4)項で述べられた行政処罰を科された場合、EC サイト運営業者あるいはメディア運営業者は国内あるいは外国の商取引業者の EC サービスを凍結する義務を有する。
- (2) EC サイト運営業者あるいはメディア運営業者が(1)項で述べられた規定を満たさない場合、警告書の形で行政処罰を科される。
- (3) (2)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (4) (3)項で述べられた期限内に EC サイト運営業者あるいはメディア運営業者が(1)項で述べられた規定を満たさない場合、権限を持つ関係組織により EC サイト運営業者あるいはメディア運営業者のサービス一時停止の行政処罰を科される。
- (5) (3)項で述べられた権限を持つ関係組織による EC サイト運営業者あるいはメディア運営業者のサービス一時停止は消費者保護商取引秩序総局長の要請に基づく。

第 42 条

第 4 条(2)項に述べられた規定に違反した国内の商取引業者は、法令に定める規定に従い処罰が科される。

第 43 条

- (1) 第 5 条(2)項に述べられた規定に違反した国内の EC サイト運営業者は警告書の形の行政処罰を科される。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (3) (2)項で述べられた期限内に国内の EC サイト運営業者が第 5 条(2)項で述べられた義務を実施しない場合、監視優先リストに記載する行政処罰を科される。
- (4) (3)で述べられた監視優先リストに記載する行政処罰は 14 暦日の期限付きで科される。
- (5) (4)項で述べられた期限内に、国内の EC 運営業者が第 5 条(2)項で述べられた義務を実施しない場合、権限を持つ組織により EC サイト運営業者サービスの一次停止の形の行政処罰を科される。
- (6) (4)項で述べられた EC サイト運営業者サービスの一次凍結の形の行政処罰は消費者保護商取引秩序総局長の要請に基づく。

第 44 条

- (1) 第 8 条で述べられた規定に違反した国内の EC サイト運営業者および第 3 条(2)項で述べられた対象外とされないメディア運営業者は、警告書の形で行政処罰を科せられる。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。

- (3) (2)項で述べられた期限内に第 8 条で述べられた義務を実施しない国内の EC サイト運営業者および(1)項で述べられた対象外とされないメディア運営業者は、ブラックリストへの掲載および権限を持つ組織による EC サイト運営業者およびメディア運営業者のサービス一時凍結の行政処罰が科される。
- (4) (3)項で述べられた権限を持つ関係組織による EC サイト運営業者およびメディア運営業者サービスの一次凍結は消費者保護商取引秩序総局長の要請に基づき権限を持つ組織により行われる。

第 45 条

- (1) 第 14 条で述べられた規定に違反する国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は、警告書の形での行政処罰を科される。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (3) (2)項で述べられた期限内に第 14 条で述べられた義務を実施しない国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は、ブラックリストへの掲載および権限を持つ組織による EC サイト運営業者サービス一時凍結の行政処罰が科される。
- (4) (3)項で述べられた権限を持つ関係組織による EC サイト運営業者サービスの一次凍結は消費者保護商取引秩序総局長の要請に基づき権限を持つ組織により行われる。

第 46 条

- (1) 第 15 条(1)項および第 30 条で述べられた規定に違反する外国の EC サイト運営業者は、警告書の形での行政処罰を科される。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (3) (2)項で述べられた期限内に第 8 条(1)項および第 30 条で述べられた義務を実施しない外国の EC サイト運営業者は、ブラックリストへの掲載および権限を持つ組織による EC サイト運営業者サービス一時凍結の行政処罰が科される。
- (4) (3)項で述べられた権限を持つ関係組織による EC サイト運営業者サービスの一次凍結は消費者保護商取引秩序総局長の要請に基づき権限を持つ組織により行われる。

第 47 条

- (1) 第 18 条で述べられた義務に違反するオンライン広告を制作ならびに/または拡散する事業者は、警告書の形での行政処罰を科される。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (3) (2)項で述べられた期限内に事業者が第 18 条で述べられた義務を実施しない場合、監視優先リストに記載する行政処罰を科される。
- (4) (3)で述べられた監視優先リストに記載する行政処罰は 14 暦日の期限付きで科され

る。

- (5) (4)項で述べられた期限内に、事業者が第 18 条で述べられた義務を実施しない場合、事業許可撤回の形の行政処罰を科される。

第 48 条

第 21 条で述べられた義務に違反する事業者は警告書の形の行政処罰を科せられる。

第 49 条

- (1) 第 25 条(2)、第 26 条(1)項、第 27 条、および第 29 条(2)項で述べられた規定に違反する EC 分野駐在員事務所は、警告書および EC 分野駐在員事務所活動停止命令の形の行政処罰を科される。
- (2) (1)項で述べられた警告書は最大で 14 暦日の間隔を置いて最多 3 回まで発行される。
- (3) (1)項で述べられた EC 分野駐在員事務所活動停止命令は大臣の名前で消費者保護商取引秩序総局長により行われる。

第 50 条

- (1) 第 43 条(3)項および第 47 条(3)で述べられた監視優先リストに記載する行政処罰を科された事業者が本大臣令における規定を既に満たした場合、事業者は消費者保護商取引秩序総局長に対して監視優先リストからの除外申請を提出することが出来る。
- (2) 第 40 条(3)項、第 44 条(3)、第 45 条(3)項、および第 46 条(3)項で述べられたブラックリストに記載する行政処罰を科された事業者が本大臣令における規定を既に満たした場合、事業者は消費者保護商取引秩序総局長に対してブラックリストからの除外申請を提出することが出来る。
- (3) 第 41 条(4)項、第 43 条(5)項、第 44 条(3)項、第 45 条(3)項、および第 46 条(3)項で述べられた権限を持つ関係組織により EC サービス一時凍結の形の行政処罰を科された事業者が本大臣令における規定を既に満たした場合、事業者は消費者保護商取引秩序総局長に対して EC サービス一時凍結解除の申請を提出することが出来る。
- (4) 事業活動停止命令の形の処罰を科せられた第 40 条(4)項で述べられた国内の商取引業者あるいは外国の商取引業者および EC 分野駐在員事務所活動停止命令の形で処罰を科せられた第 49 条(1)項で述べられた EC 分野駐在員事務所が本大臣令における規定を既に満たした場合、国内の商取引業者、外国の商取引業者、および EC 分野駐在員事務所は事業活動を再開出来る。

第 51 条

- (1) 消費者保護商取引秩序総局長は申請が受理されてから遅くとも 5 稼働日以内に第 50 条(1)項から(3)項までに述べられた申請の評価を行う。

- (2) (1)項で述べられた申請の評価が承認された場合、消費者保護商取引秩序総局長は：
- a. 監視優先リストおよびブラックリストから事業者を除外する；
 - b. 権限を持つ関係組織に対して EC サービス一時凍結解除の要請を出す。

第IX章 移行規定

第 52 条

本大臣令が施行される前に国内の EC サイト運営業者、国内の商取引業者、および国内のメディア運営業者により既に取得された事業許可は以下の期間は有効とする：

- a. 有効期限が残っているかあるいはまだ撤回されていない；
- b. OSS システムに登録されている。

第X章 終了の規定

第 53 条

本大臣令は立法化されてから 6 ヶ月後に有効となる。

全ての人々に周知させるべく、本大臣令の立法化をインドネシア共和国官報に掲載する。

ジャカルタ
2020 年 5 月 13 日
インドネシア共和国商業大臣
アグス・スパルマント

ジャカルタにて立法化
2020 年 5 月 19 日

インドネシア共和国
法務人権省
法令規定総局長
ウィドド・エカチャハヤ